**入所利用約款**

**重要事項説明書**

**香川医療生活協同組合**

**介護老人保健施設　虹の里**

**（2024年4月1日版）**

**介護老人保健施設 虹の里 入所 利用約款**

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設 虹の里（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が入所したときから退所までの期間、効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

②　当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④　利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月13日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　当施設は、利用者又は扶養者から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

４　当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は扶養者より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計２ケ月分相当額をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

（記録）

第６条　当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、５年間保管します。）

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第８条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

1. サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
2. 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
3. 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
4. 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
5. 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第９条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条　利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第13条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

**介護老人保健施設 虹の里 重要事項説明書**

（2024年4月1日現在）

1. 施設の概要
2. 施設の名称等
* 施設名 介護老人保健施設 虹の里
* 開設年月日 1998年4月1日
* 所在地 高松市栗林町１丁目3番24号
* 電話番号　　　　　087-862-6541
* ファックス番号　　087-862-6572
* 管理者名 藤原高明
* 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3750180071号）
1. 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、（介護予防）短期入所療養介護や（介護予防）通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

1. 介護老人保健施設の運営方針

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、 生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。 また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅 生活が続けられるよう支援します。

1. 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるよう チームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、 必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

1. リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など 生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

1. 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種から なるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

1. 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問 リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と 連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

1. 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。 市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

1. 施設の職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入所 | 常勤換算人数 | 業務内容 |
| 医　　師 | 1人以上 | 医療管理 |
| 薬剤師 | 0.17人以上 | 薬剤業務 |
| 看護職員 | 4.86人以上 | 看護業務 |
| 介護職員 | 12.14人以上 | 介護業務 |
| 支援相談員 | 1人以上 | 相談業務 |
| リハビリテーション技師 | 0.51人以上 | リハビリテーション |
| 管理栄養士 | 1人以上 | 栄養管理・栄養マネジメント |
| 介護支援専門員 | 1人以上 | ケアプラン業務 |
| 事務職員・その他 | 適当数 | 請求業務等 |
| 調理員 | 業務委託契約 | 給食業務 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通所リハビリテーション | 常勤換算人数 | 業務内容 |
| 医　　師 | 1人以上 | 医療管理 |
| 看護・介護職員 | 2人以上 | 看護・介護業務 |
| リハビリテーション技師 | 1人以上 | リハビリテーション |

1. 入所定員等
* 定員　51人
* （介護予防）短期入所療養介護…空床利用
* 療養室　　1人用…３室　２人用…３室　３人用…６室　４人用…６室
1. 通所リハビリテーション
* 定員　50人
1. サービス内容
2. 施設サービス計画の立案
3. （介護予防）短期入所療養介護計画の立案
4. （介護予防）通所リハビリテーション計画の立案
5. 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
* 朝 食　 7時30分～ 8時30分
* 昼 食　11時30分～12時30分
* おやつ　14時00分～15時00分
* 夕 食　17時00分～18時00分
1. 入浴（介助を要する利用者には特殊浴槽で対応します。入所者は週に最低２回のご入浴となります。ただし感染症の流行拡大時期、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
2. 医学的管理・看護
3. 介護（退所時の支援も行います）
4. 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
5. 相談援助サービス
6. 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
7. 利用者が選定する特別な食事の提供
8. 理美容サービス（原則月1回実施します）
9. 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
10. 行政手続代行
11. その他　これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。
12. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所と連携して、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をするようにしています。

協力医療機関

* + 名　称　　　　高松平和病院
	+ 住　所　　　　高松市栗林町1丁目4番1号

　　　　　協力歯科診療所

* 名　称　　　　生協へいわ歯科
* 住　所　　　　高松市栗林町1丁目3番24号
* 緊急時の連絡先

 なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1. 施設利用に当たっての留意事項
* 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事、おやつ等の持ち込みはご遠慮いただきます。
* 面会　8時30分～20時00分

（感染対策時の対応）

窓越し面会は毎週木曜日14：00～15：00で原則2枠

オンライン面会は月～金14：00～15：00で原則4枠

* 外出・外泊　　事前にご連絡ください。
* 飲酒・喫煙　　飲酒は原則禁止です。敷地内は禁煙です。
* 火気の取扱い　　居室での使用はできません。
* 刃物・危険物等の持ち込みは禁止です
* 設備・備品の利用　　許可を得てご使用していただきます。
* 眼鏡、義歯、補聴器、携帯電話・衣服等の個人所有物　　入所者が使用するものですので各自で管理してください。紛失、盗難、破損などが生じた場合、これら所持品等の賠償については、施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
* 金銭・貴重品の管理　　当施設では、貴重品、金品等の持ち込みは、日常の入所生活で使うことはございませんのでご遠慮ください。やむを得ず持ち込む場合、当施設は預かることができませんのでご自身での管理となります。
* 他の医療機関の受診　　介護保険施設に入所中は各入所者が自由に医療保険を使って他の医療機関への受診はできません。事前に施設医師の指示・許可が必要です。
* 宗教・政治・営利活動　　利用者の信仰や思想信条は個々人の内面の範囲内で自由ですが、他の利用者、職員等へ勧誘、宣伝等を行うことはご遠慮ください。
* ペットの持ち込み　　飼育はできません。自宅から短時間のペットの面会は事前に相談してください。
* 洗濯　　各自でお願いしています。若しくは、外部の洗濯業者でお願いしてください。
* 携帯電話等　　午前8時～午後8時 他の利用者に迷惑が掛からない場所でお願いします。
* 呼称 　当施設職員は入所者さんを○○さんとお呼びいたします。
1. 非常災害対策
* 防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓
* 防災訓練　　年2回
1. 禁止事項

当施設は、みんなが安心して療養生活を送っていただくために、利用者または家族、見舞客等からの職員または他の入所者への身体的暴力（未遂も含む）や言葉による精神的暴力、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、ストーカー行為、いやがらせ、施設での共同生活を乱す行為、介護保険施設では対応できない個別サービスの強要等の迷惑行為は禁止しております。

1. 要望及び苦情等の相談窓口

 　事務長または師長（☎862-6541）、若しくは本部の看護部長、人事部長（☎812-6301）が対応します。

 玄関に「ご意見箱」を設置しておりますのでお気づきの点がございましたら記載して投函してください。

　　　また、自治体の相談・苦情窓口等にも伝えることができます。

* 高松市介護保険課　　☎ 087-839-2326
* 香川県国民健康保険団体連合会　☎ 087-822-7453
* 香川県長寿社会対策課　☎ 087-832-3266
1. 事故発生時の対応について

施設内で介護･医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、家族がある方には連絡をいれます。

その後、別に定める「インシデント・アクシデントレポート」の提出をし、「高松市介護サービスの提供時における事故の報告に関する事務取扱要領」第2条（事故の範囲）の各項に該当するものは高松市介護保険課へ「事故報告書」を提出します。

1. 利用者の病状が悪化した場合

利用者の状態が悪化した場合は、ご家族、保証人に連絡し病状を説明いたします。当施設で対応が困難な病状につきましては併設若しくは他の医療機関への入院となりますことをご了承ください。

1. 居室・フロア変更について

施設の管理運営上の都合または、入所者の状態等により、居室及びフロアの変更を行う場合があります。居室、ベッド位置等のご希望には添いかねますのでご了承下さい。その他、当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

11． 虐待の防止について

 当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者（國岡看護師長）

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

（４）虐待防止を啓発・普及するための職員研修を実施しています。

（５）職員が業務にあたっての悩みや苦労等を相談できる体制及び利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12．身体拘束の禁止

　事業所は、サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を擁護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。

（1）　事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する

（2）　身体拘束の禁止を啓発・普及するために委員会を年1回実施する。結果については従業者に十分に周知をする。（テレビ電話装置等の活用して行う事が出来るものとする）

（3）　従業者に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に実施する。

（4）　身体拘束の適正化のための指針整備の実施と周知。

13．衛生管理等

 施設内において、感染症または食中毒の発生･まん延を防止するため、委員会を定期的に開催し、その対策および評価等についての必要な措置を講じます。

14．業務継続計画の策定等

（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（2）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

＜別紙２＞

**介護保健施設サービスについて**

1. 介護保険証の確認

 ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 介護保健施設サービス

 当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

 ◇医療：

　　　介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

 ◇機能訓練：

　　　原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

 ◇生活サービス：

 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

1. 利用料金

介護報酬で定められた１日あたりの基本料金（単位☓10.14円）で計算した額と加算料金との合計額の1割又は2割、若しくは3割負担と実費分を合算した金額になります。

希望して介護保険対象外のサービスの提供を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意します。

1. 支払い方法
	1. 預金口座振替でお願いしております。
	2. 13日前後に前月分の請求書を発行します。
	3. 毎月27日（土日など銀行の休業日にかかる場合は前後します）に口座から引き落とされますので事前に残高確認をお願いします。
	4. 入金が確認されましたら領収書を発行いたします。

＜別紙３＞

**個人情報の利用目的**

（2024年4月1日現在）

介護老人保健施設虹の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス

・介護保険事務

・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

　－入退所等の管理

　－会計・経理

　－事故等の報告

　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支

援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答

　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

　－検体検査業務の委託その他の業務委託

　－家族等への心身の状況説明

・介護保険事務のうち

　－保険事務の委託

　－審査支払機関へのレセプトの提出

　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

　－当施設において行われる学生の実習への協力

　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

　－外部監査機関への情報提供

　〔利用者、家族などへの情報提供〕

　　　　・日常の生活状況やリハビリの様子など広報誌、ホームページへの写真掲載の協力

＜別紙４＞

**入所時のリスクのご説明**

当施設では安全安心な入所生活を過ごされますよう療養環境の整備に努めておりますが、利用者の身体状況や加齢や疾病に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

【高齢者の特徴に関して】　ご確認いただきましたら□に「✓」をお願いします。

* 高齢者は身体・認知機能の衰えから転倒、転落等を起こしやすくなっており、骨折・外傷、頭蓋内損傷の怖れがあります。また、職員がそばにいても転倒・転落を予見し防ぐことは極めて困難です。
* 高齢者の骨はもろく、通常の介護や日常動作でも容易に骨折します。
* 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦（風呂での洗身、清拭等）や車椅子移乗のときに足が車椅子に当たるなどで表皮剥離や皮下出血ができやすい状態にあります。
* 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染性皮膚疾患や尿路感染症にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
* 高齢者は加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
* 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
* 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
* 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
* 日本人が生涯、癌に罹る確率は男性６０％、女性４０％（国立がん研究センター推計）であり、今後癌を発症する可能性もあります。
* 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があり、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。

【医学的管理・服薬管理に関して】

* 当施設ご利用（入所）中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。
* 入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがありますのでご了承下さい。
* 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせて頂くことがありますのでご了承下さい。

【ご家族の要望する介助方法にお応えできない場合】

当施設では、入所者の介助方法についてご家族のご要望にできるだけお応えしたいと考えていますが、次のような介助方法についてはお応えできませんのでご了承ください。

* 入所者に不適切と考えられる介助方法（ご本人に苦痛が生じるようなケース）
* 介護保険施設で対応が不可能な介助方法（「24時間常時見守りをする」などのケース）
* ご本人の生命の危険に及ぶような介助方法（経口摂取で危険があるのに口から食べさせるなどのケース）
* その他標準的な介護方法から逸脱している介助方法

**介護老人保健施設 虹の里 入所利用同意書**

介護老人保健施設　虹の里

管理者　藤原高明　殿

介護老人保健施設　虹の里を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３、別紙４を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

20　　　年 月 日

＜利用者＞

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

＜保証人＞

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【請求書及び領収書の送付先】

|  |  |
| --- | --- |
| ・　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　　　　） |
| ・住　　所 |  |
| ・電話番号 |  |

【緊急時の連絡先】

|  |  |
| --- | --- |
| ・　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　　　　） |
| ・住　　所 |  |
| ・電話番号(自宅・勤務先・携帯) |  |